

副 本

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

令和2年7月6日

弁論の更新に当たっての意見書  
(訴訟進行に関する意見について)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜



同

茅 根 熙



同

春 原 誠



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏



同

川 島 慶



## 目 次

|      |   |    |
|------|---|----|
| 1    | はじめに（本件の概要・経過）  | 3  |
| 2    | 原告らの主張について  | 3  |
| 3    | 新規制基準適合性審査における原子力規制委員会の判断を踏まえた審理・判断がなされるべきこと                                  | 4  |
| (1)  | 原子力発電所の運転差止めを求める民事訴訟の審理・判断に当たっては、新規制基準及び同適合性審査における原子力規制委員会の判断が重要な基礎事実とされていること | 4  |
| (2)  | 本件原子力発電所の新規制基準適合性審査は着実に進捗しており、本件訴訟においても同審査を踏まえた審理・判断がなされるべきこと                 | 5  |
| (3)  | 新規制基準適合性審査の状況を踏まえれば、もはや本件評価書に依拠した審理・判断は相当でないこと                                | 6  |
| (4)  | 他の原子力発電所の民事運転差止訴訟においても新規制基準適合性審査の状況を踏まえ、審理が継続されていること                          | 8  |
| (5)  | 本件原子力発電所の運転が差し迫っていない現状からして具体的危険の切迫性の要件を満たさず、そもそも人格権侵害の有無の判断の前提を欠いていること        | 9  |
| 4    | まとめ（今後の主張・立証予定等）  | 10 |
| 別紙 1 |   | 12 |
| 別紙 2 |   | 15 |

被告は、令和2年7月13日開催予定の第30回口頭弁論で弁論の更新がなされるに当たって、訴訟進行に関する意見について、以下のとおり申し述べる。

## 1 はじめに（本件の概要・経過）

本件は、石川県・富山県・福島県所在の原告ら125名が、本件原子力発電所（本件1号機：新規制基準適合性審査申請前，本件2号機：新規制基準適合性審査中）の危険性，耐震性の欠如，事故時の被害予測，防災対策の不備等を理由として、「環境権」や「人格権」が侵害される具体的危険があると主張し，被告に対し，妨害予防請求として，本件原子力発電所の将来の運転（再開）の差止めを求めている事案である。

## 2 原告らの主張について

原告らは，もっぱら平成28年4月27日に「志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」が取りまとめ，原子力規制委員会に提出した評価書（以下「本件評価書」という。）に依拠し，本件評価書によれば，本件敷地内断層（シーム）S-1及びS-2・S-6は「将来活動する可能性のある断層等」であり，本件原子力発電所は「将来活動する可能性のある断層等」の直上に重要施設を置くことを禁止する新規制基準に違反するなど述べ，本件評価書をもって本件の判断がなされるべきであると主張する。

しかしながら，そもそも有識者会合は設置の法的根拠を欠くものであることに加え（平成28年1月18日付け準備書面(20)，同年6月9日付け準備書面(23)及び同年11月28日付け準備書面(26)参照），本件評価書の内容には科学的に重大な問題点のあることが多くの専門家から指摘されており（平成29年3月9日付け準備書面

(29) ないし同年9月25日付け準備書面(32)参照), この点, 有識者  
会合自身も, 「今後の課題」という非常に重要な複数の留保項目を付  
した未完結な状態のまま取りまとめたものであるから, 本件評価書  
のみをもって本件敷地内断層の活動性を評価し得るものではない。

それゆえに, 原子力規制委員会は, 「私どもとしても, それ(被告  
注: 本件評価書)だけで判断するのは少し拙速過ぎる」, 「有識者の  
方も, これだけ限られたデータなので確定的なことは言えないとい  
うことで, (被告注: 『今後の課題』の)六項目について, さらに今  
後こういった点にデータの拡充が必要という報告書になっておりま  
す」(乙A99の3頁)として, 本件評価書により判断するのではな  
く, 本件評価書の提出以降に新たに被告が行った多角的な調査によ  
り得られた様々なデータ等を踏まえた審査を行っているものである。

### 3 新規制基準適合性審査における原子力規制委員会の判断を踏まえた 審理・判断がなされるべきこと

#### (1) 原子力発電所の運転差止めを求める民事訴訟の審理・判断に当 たっては, 新規制基準及び同適合性審査における原子力規制委員 会の判断が重要な基礎事実とされていること

新規制基準は, 原子力規制委員会設置法の制定及び核原料物質,  
核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い, 平成25  
年7月に制定されたものである。

原子力規制委員会設置法及び核原料物質, 核燃料物質及び原子炉  
の規制に関する法律は, 原子力発電所の安全性の判断については,  
原子力工学はもとより, 将来の予測に係る事項も含めた多方面にわ  
たる極めて高度な最新の科学的・専門技術的知見に基づく総合的な  
判断が必要とされることから, 安全性に関する具体的審査基準の制  
定及び申請に係る原子力発電所の当該基準への適合性について, 高

度の専門的知識と高い独立性を持った原子力規制委員会の合理的な判断に委ねたものであり、かかる原子力発電所に係る法規制の在り方も考慮すると、原子力発電所の運転差止めを求める民事訴訟の審理に当たっては、原子力規制委員会が用いた具体的審査基準に不合理な点があるか、あるいは当該原子力発電所が具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点があるか否かが審理の対象とされるべきであり（名古屋高等裁判所金沢支部平成30年7月4日判決・判例時報2413・2414合併号71頁（確定）参照）、新規制基準適合性審査における原子力規制委員会の判断が重要な間接事実となることは明らかである。

- (2) 本件原子力発電所の新規制基準適合性審査は着実に進捗しており、本件訴訟においても同審査を踏まえた審理・判断がなされるべきこと

前記(1)で述べたとおり、民事運転差止訴訟において、新規制基準適合性審査における原子力規制委員会の判断が重要な間接事実となることは明らかであるところ、同審査において審査を要する項目は、地質、地震動、津波といった自然的立地条件に係る安全性や、プラント側における設計基準事故対策、重大事故等対策をはじめ、多岐にわたるところ、プラント側の審査に先立ち、地質、地震動、津波といった自然的立地条件に係る審査が実施されており、とりわけ、本件原子力発電所については、敷地の地質・地質構造に係る審査が先行している。

令和2年6月1日現在、7発電所11基について原子炉設置変更許可申請に係る新規制基準適合性審査が行われているところ、そのうち北海道電力泊発電所、日本原子力発電敦賀発電所、中部電力浜岡原子力発電所、電源開発大間原子力発電所及び本件原子力発電所

(5 発電所 8 基) について、発電所敷地内の断層等が新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当するか否かに係る検討が行われている(別紙 1 参照)。

被告は、御庁の審理方針(平成 30 年 3 月 26 日開催の第 26 回口頭弁論調書参照)に従い、直近の本件原子力発電所の新規制基準適合性審査の進捗状況について、適宜御庁に報告しており、その概要は、平成 30 年 1 月 15 日付け準備書面(33)並びに平成 31 年 3 月 8 日付け、令和元年 7 月 25 日付け、同年 11 月 14 日付け及び令和 2 年 2 月 27 日付け各上申書において述べたとおりである(別紙 2 参照)。

すなわち、敷地周辺の断層と、敷地(陸域)及び敷地(海岸部)の断層について、並行して審議されており、敷地(陸域)及び敷地(海岸部)の断層については、活動性評価の対象とする断層の選定(陸域は S-1, S-2・S-6, S-4, S-5, S-7 及び S-8, 海岸部は K-2, K-3 及び K-14 を選定)と、評価対象断層の活動性評価について、並行して審議されている。

- (3) 新規制基準適合性審査の状況を踏まえれば、もはや本件評価書に依拠した審理・判断は相当でないこと

原告らは、もっぱら本件評価書に依拠した主張を行っているが、前記(2)で述べたとおり、本件敷地内断層については、新規制基準適合性審査において、あらためて「将来活動する可能性のある断層等」に該当するか否かが慎重に審議されている(審議の対象も、本件評価書が取り上げた S-1 及び S-2・S-6 のみならず、陸域 6 本、海岸部 3 本に拡張されている)。

新規制基準適合性審査では、本件評価書の提出以降に新たに被告が行った多角的な調査により得られた様々なデータを踏まえた上で

審議が行われており、例えば、第597回審査会合（平成30年7月6日）において、石渡明・原子力規制委員会委員は、S-1及びS-2・S-6において被告が実施した、鉱物脈法等による調査結果について、「今回、かなり新しいデータが出ました。特にこの101ページですかね。有識者会合の宿題として幾つか項目を挙げた中に、鉱物脈はないんですか、探してくださいということもあったと思うんですけども」、「こういうものが出てくれば、なるほど、この断層はこの脈が入ってから後は動いていませんねということがはっきりしますので、これは結構な新しいデータの提供であるというふうに評価いたします。」（議事録80頁）と述べ、従来から行われてきたトレンチ調査による上載地層法に加えて、ボーリング調査による鉱物脈法等の結果を踏まえた審議を行うこととしている。

この点、御庁からも、平成30年3月26日開催の第26回口頭弁論において、「原子力規制委員会は、有識者会合評価書の『今後の課題』を踏まえ、今後被告からデータの提示を受けた上で最終的な判断をすることで審査を継続しており、併せて、より広域的な観点から様々なコメントを加え、これに対し、被告から更なるデータ拡充を予定していることが認められるところ、原子力規制委員会の専門的見地からのデータ拡充の要請につき特に不合理な点は見当たらない。」（第26回口頭弁論調書1頁）との見解が示されている。

よって、本件が、事実審の第一審として十分に審理が尽くされたというためには、本件評価書に依拠して審理・判断を行うことは相当でなく、重要な間接事実である、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査における科学的・専門技術的知見に基づく判断を踏まえるべきである。

付言すると、前記(2)で述べた、新規制基準適合性審査が行われて

いる7発電所11基の一つである、東北電力東通原子力発電所の審査においては、「東北電力東通原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」による評価書（平成27年3月25日付け）で「将来活動する可能性のある断層等」に該当する可能性が否定されていなかった、敷地内のf-1断層及びf-2断層について、f-2断層は第454回審査会合（平成29年3月17日）、f-1断層は第573回審査会合（平成30年5月18日）において、原子力規制委員会は、有識者会合による評価書とは異なり、いずれも「将来活動する可能性のある断層等」には該当しないと判断しており、敷地近傍の断層の活動性評価等について審議がなされている。

- (4) 他の原子力発電所の民事運転差止訴訟においても新規制基準適合性審査の状況を踏まえ、審理が継続されていること

前記(2)で述べた、原子炉設置変更許可申請に係る新規制基準適合性審査が行われている原子力発電所のうち、本件原子力発電所と同じBWRにつき妨害予防請求として将来の運転（再開）の差止めを求める民事訴訟においては、①中部電力浜岡原子力発電所（平成23年5月27日、静岡地方裁判所浜松支部に提訴）、②同発電所（平成23年7月1日、静岡地方裁判所に提訴）、③同発電所（平成19年10月26日、静岡地方裁判所において第一審判決・請求棄却。同日、東京高等裁判所に控訴）、④中国電力島根原子力発電所（平成25年4月24日、松江地方裁判所に提訴）、⑤同発電所（平成22年5月31日、松江地方裁判所において第一審判決・請求棄却。同年6月11日、広島高等裁判所松江支部に控訴）、⑥電源開発大間原子力発電所（平成26年4月3日、東京地方裁判所に提訴）及び⑦同発電所（平成30年3月19日、函館地方裁判所において第一審判決・請求棄却。同年3月28日、札幌高等裁判所に



控訴) を対象とした訴訟が係属中であるところ、いずれの訴訟においても、新規制基準適合性審査が継続中であることを踏まえ、同審査状況をも踏まえた慎重な審理が続行されている。

- (5) 本件原子力発電所の運転が差し迫っていない現状からして具体的危険の切迫性の要件を満たさず、そもそも人格権侵害の有無の判断の前提を欠いていること

本件は、妨害予防請求として本件原子力発電所の将来の運転（再開）の差止めを求めている事案であるところ、前記(2)で述べたとおり、現在、原子力規制委員会において、本件原子力発電所の新規制基準適合性審査が継続されており、そもそも、被告は、現在実施中の安全性向上工事を完了するとともに、新規制基準適合性審査に合格しない限り、本件原子力発電所を運転（再開）することはないし、運転しない限りは運転に伴う人格権侵害の具体的危険はおよそ生じ得ないものであるから、現時点において、原告らの運転差止請求は、具体的危険の切迫性の要件を満たさず、人格権侵害の有無の判断の前提を欠いている。

この点、御庁作成の平成30年12月13日付け「期日指定に当たっての準備事項」2頁において述べられているとおり、前記(4)⑦の大間原子力発電所建設・運転差止等請求事件に係る平成30年3月19日函館地方裁判所判決は、「現時点において公表されている裁判例の中において、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査を経ていない原子力発電所に係る民事上の運転等差止訴訟における審理判断のあり方について判示した唯一ともいえる裁判例」であるところ、同判決は、原子力規制委員会による同発電所の新規制基準適合性審査が継続中であることを踏まえ、「原子力規制委員会の安全審査が未だなされておらず、本件原発の運転開始の目途も立っ

ていない現時点においては、重大事故発生による放射性物質の放出等の具体的危険性を認めるのは困難であり、裁判所が規制委員会に先立って安全性に係る具体的審査基準への適合性について審査することは相当ではないから、審査基準に適合しないとの理由で建設・運転の差止めを認めることはできない」（裁判所ウェブサイト掲載の判示事項の要旨）と判示し、原告らの請求を棄却している（現在、控訴審係属中）。

#### 4 まとめ（今後の主張・立証予定等）

以上のとおり、①妨害予防請求として原子力発電所の将来の運転（再開）の差止めを求める民事訴訟において、人格権侵害の具体的危険の有無を判断するに当たっては、将来の予測に係る事項を含めた科学的、専門技術的判断となることから、新規制基準及び同適合性審査における原子力規制委員会の判断が重要な基礎事実とされているところ、②本件原子力発電所の新規制基準適合性審査は、本件評価書の取りまとめ以降に被告が新たに行った調査データ等を踏まえた審議が着実に進捗しており、③本件訴訟においても、本件評価書に依拠した審理・判断を行うことは相当ではなく、新規制基準適合性審査における原子力規制委員会の判断を待った上、これを踏まえた審理・判断がなされるべきである。

この点、④他の原子力発電所の民事運転差止訴訟においても、新規制基準適合性審査が継続中であることを踏まえ、審理が継続されており、⑤仮に原告らが早期の判断を求めるのであれば、そもそも本件原子力発電所の運転が差し迫っていない現状からして、「重大事故発生による放射性物質の放出等の具体的危険性」が認められないことから（前記函館地裁判決参照）、請求棄却（あるいは却下）の判決がなされるべきであるが、紛争の一回的解決の観点からも、まず

は、事実審の第一審として、本件原子力発電所の新規制基準適合性審査を踏まえた審理が十分に尽くされるべきである。

被告は、新規制基準適合性審査の進捗状況に応じ、その内容について、適宜、主張・立証（反証）していく予定である。

以 上

## 新規制基準適合性審査の状況（令和 2 年 6 月 1 日現在）

| 申請者       | 対象発電所（炉型）             | 申請日                | 審査状況   |
|-----------|-----------------------|--------------------|--|
| 北海道<br>電力 | 泊発電所 1, 2号機<br>(PWR)  | 平成 25 年<br>7 月 8 日 | 審査中  |
| 北海道<br>電力 | 泊発電所 3号機<br>(PWR)     | 平成 25 年<br>7 月 8 日 | 審査中  |
| 関西<br>電力  | 大飯発電所 3, 4号機<br>(PWR) | 平成 25 年<br>7 月 8 日 | 平成 29 年 5 月 24 日,<br>原子炉設置変更許可<br>平成 30 年 3 月 14 日,<br>3号機原子炉起動<br>平成 30 年 5 月 9 日,<br>4号機原子炉起動  |
| 関西<br>電力  | 高浜発電所 3, 4号機<br>(PWR) | 平成 25 年<br>7 月 8 日 | 平成 27 年 2 月 12 日,<br>原子炉設置変更許可<br>平成 28 年 1 月 29 日,<br>3号機原子炉起動<br>平成 28 年 2 月 26 日,<br>4号機原子炉起動 |
| 四国<br>電力  | 伊方発電所 3号機<br>(PWR)    | 平成 25 年<br>7 月 8 日 | 平成 27 年 7 月 15 日,<br>原子炉設置変更許可<br>平成 28 年 8 月 12 日,<br>原子炉起動                                     |

| 申請者             | 対象発電所（炉型）                  | 申請日             | 審査状況  |
|-----------------|----------------------------|-----------------|---|
| 九州<br>電力        | 川内原子力発電所<br>1, 2号機（PWR）    | 平成25年<br>7月8日   | 平成26年9月10日,<br>原子炉設置変更許可<br>平成27年8月11日,<br>1号機原子炉起動<br>平成27年10月15日,<br>2号機原子炉起動 |
| 九州<br>電力        | 玄海原子力発電所<br>3, 4号機（PWR）    | 平成25年<br>7月12日  | 平成29年1月18日,<br>原子炉設置変更許可<br>平成30年3月23日,<br>3号機原子炉起動<br>平成30年6月16日,<br>4号機原子炉起動  |
| 東京<br>電力        | 柏崎刈羽原子力発電所<br>6, 7号機（ABWR） | 平成25年<br>9月27日  | 平成29年12月27日,<br>原子炉設置変更許可   |
| 中国<br>電力        | 島根原子力発電所<br>2号機（BWR）       | 平成25年<br>12月25日 | 審査中   |
| 東北<br>電力        | 女川原子力発電所<br>2号機（BWR）       | 平成25年<br>12月27日 | 令和2年2月26日,<br>原子炉設置変更許可   |
| 中部<br>電力        | 浜岡原子力発電所<br>4号機（BWR）       | 平成26年<br>2月14日  | 審査中   |
| 日本<br>原子力<br>発電 | 東海第二発電所<br>（BWR）           | 平成26年<br>5月20日  | 平成30年9月26日,<br>原子炉設置変更許可  |

| 申請者             | 対象発電所（炉型）             | 申請日             | 審査状況                     |
|-----------------|-----------------------|-----------------|--------------------------|
| 東北<br>電力        | 東通原子力発電所<br>1号機（BWR）  | 平成26年<br>6月10日  | 審査中                      |
| 北陸<br>電力        | 志賀原子力発電所<br>2号機（ABWR） | 平成26年<br>8月12日  | 審査中                      |
| 電源<br>開発        | 大間原子力発電所<br>（ABWR）    | 平成26年<br>12月16日 | 審査中                      |
| 関西<br>電力        | 美浜発電所3号機<br>（PWR）     | 平成27年<br>3月17日  | 平成28年10月5日、<br>原子炉設置変更許可 |
| 関西<br>電力        | 高浜発電所1, 2号機<br>（PWR）  | 平成27年<br>3月17日  | 平成28年4月20日、<br>原子炉設置変更許可 |
| 中部<br>電力        | 浜岡原子力発電所<br>3号機（BWR）  | 平成27年<br>6月16日  | 審査中                      |
| 日本<br>原子力<br>発電 | 敦賀発電所2号機<br>（PWR）     | 平成27年<br>11月5日  | 審査中                      |
| 中国<br>電力        | 島根原子力発電所<br>3号機（ABWR） | 平成30年<br>8月10日  | 審査中                      |

## 本件原子力発電所に係る審査会合の開催状況

| 開催日              | 主な内容   |
|------------------|--|
| 平成 26 年 8 月 26 日 | 第 132 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・ 新規制基準適合性審査に係る申請の概要について説明。   |
| 平成 26 年 9 月 2 日  | 第 134 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・ 原子力規制委員会から本件原子力発電所の審査における主要な論点（地盤，地震関係 6 項目，津波関係 1 項目，火山関係 1 項目，プラント関係 10 項目）を提示。 |
| 平成 28 年 6 月 10 日 | 第 368 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・ 有識者会合の評価書に示された「今後の課題」に係るデータ拡充の状況等について説明。  |
| 平成 29 年 3 月 10 日 | 第 453 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・ 敷地内断層の抽出，評価対象とする断層の絞り込みについて説明。  |
| 平成 29 年 6 月 23 日 | 第 478 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・ 評価対象断層の選定に係る追加調査計画について説明。   |
| 平成 29 年 12 月 8 日 | 第 531 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・ 敷地周辺の地形・地質構造について説明。<br>・ 敷地周辺の断層の審査と敷地内断層の審査を並行して行うことを確認。                         |

| 開催日              | 主な内容   |
|------------------|--|
| 平成 30 年 3 月 2 日  | <p>第 553 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価対象断層の選定方針について説明。</li> <li>・ 原子力規制委員会は、敷地内断層につき、まず陸域 3 本（S-1, S-2・S-6, S-4）、海岸部 2 本（K-2, K-3）を評価対象断層とすることを了承。</li> </ul>          |
| 平成 30 年 7 月 6 日  | <p>第 597 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価対象断層（陸域, 海岸部）の活動性評価について説明。</li> <li>・ 後期更新世以前の段丘堆積物が確認できる箇所では上載地層法による評価を実施。</li> <li>・ 上記評価を実施できない場合には、鉱物脈法等による評価を実施。</li> </ul> |
| 平成 30 年 9 月 21 日 | <p>第 627 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価対象断層の選定方針について説明。</li> <li>・ 原子力規制委員会は敷地（陸域）につき S-7, S-8 を評価対象に加えるよう求めた。</li> </ul>   |
| 平成 31 年 1 月 18 日 | <p>第 671 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価対象断層の選定方針について説明。</li> <li>・ 敷地（陸域）の評価対象断層が S-5, S-7, S-8 を加えた 6 本に確定。</li> </ul>   |
| 平成 31 年 3 月 14 日 | <p>第 693 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BWR 事業者合同で原子炉格納容器からの放射性物質の漏えいの想定について説明。</li> </ul>   |



| 開催日              | 主な内容   |
|------------------|--|
| 平成 31 年 4 月 23 日 | 第 708 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・ BWR 事業者合同で原子炉格納容器からの放射性物質の漏えいの想定について説明。                                 |
| 令和 元年 5 月 9 日    | 第 713 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・ BWR 事業者合同で保安規定変更に係る基本方針について説明。  |
| 令和 元年 6 月 11 日   | 第 724 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・ BWR 事業者合同で保安規定変更に係る基本方針について説明。  |
| 令和 元年 6 月 14 日   | 第 728 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・ 敷地（陸域）、敷地（海岸部）及び敷地周辺の調査・検討状況と今後の進め方について説明。                              |
| 令和 元年 7 月 9 日    | 第 742 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・ BWR 事業者合同で保安規定変更に係る基本方針について説明。  |
| 令和 元年 8 月 1 日    | 第 754 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・ BWR 事業者合同で保安規定変更に係る基本方針について説明。  |
| 令和 元年 10 月 25 日  | 第 788 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・ 評価対象断層（陸域）の活動性評価について説明。<br>・ 評価対象断層 6 本につき、上載地層の有無にかかわらず、鉍物脈法等による評価を実施。 |

| 開催日             | 主な内容   |
|-----------------|--|
| 令和 元年 12 月 12 日 | <p>第 811 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BWR 事業者合同で特定重大事故等対処施設等に係る原子炉格納容器の過圧破損防止機能を有する設備の検討状況について説明。</li> </ul>         |
| 令和 2 年 1 月 23 日 | <p>第 824 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BWR 事業者合同で特定重大事故等対処施設等に係る原子炉格納容器の過圧破損防止機能を有する設備の検討状況について説明。</li> </ul>         |
| 令和 2 年 3 月 13 日 | <p>第 849 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価対象断層の選定方針について説明。</li> <li>・ 敷地（海岸部）の評価対象断層が K-14 を加えた 3 本に。</li> </ul>       |
| 令和 2 年 3 月 19 日 | <p>第 851 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力規制委員会から BWR 事業者に対し、特定重大事故等対処施設等に係る原子炉格納容器の過圧破損防止対策の審査の進め方について説明。</li> </ul> |